

## 県の回答（対応状況等）

令和2年7月22日

（ご意見標題）

中国公船の航行について

（課長名） 基地対策課 課長 溜 政仁

水産課 課長 能登 拓

（ご意見要約）

尖閣諸島周辺海域を中国公船がほぼ毎日航行していること及び漁民が中国公船の追尾を受けていることについて

（回 答）

### 【基地対策課】

接続水域では、外国船舶の航行の自由が認められております。また、領海内においては、外国船舶の無害通航権が認められております。

一方、尖閣諸島周辺海域においては、中国公船による領海侵入や領海内における漁船の追尾等の行為が繰り返されており、県としては、このような中国公船の行為は不測の事態を招くおそれがあり、断じてあってはならないものと考えます。

県は、令和元年6月に外務大臣に対して、9月に防衛大臣及び沖縄担当大臣に対して、尖閣諸島が歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ明確に示すこと、冷静かつ平和的な外交によって、中国との関係改善を図ること、同諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保等を関係国の動きを注視しながら適切に対応することなどについて要望を行っております。

### 【水産課】

尖閣周辺海域は戦前より、沖縄の漁業者が利用している漁場であり、今回のような事態は断じてあってはならないものと考えております。

県はこれまでに、国に対して要請を重ねてきており、去る5月25日にも、「中国公船による本県漁船への追尾・威嚇行為などの再発防止の徹底が図られるよう中国政府に対して強く働きかけること」を農林水産省、外務省、国土交通省に対し、要請を行ったところであります。

県としましては、引き続き、本県周辺海域における漁業者の安全確保について、国に対し強く求めてまいります。